

太田胃散 presents ヨンチャングルメラリー参加飲食店規約

(総則)

第1条 本規約は、「秋田市飲食店応援 太田胃散 presents ヨンチャングルメラリー」イベント参加飲食店（以下、「取扱飲食店」という）が、その店舗や施設において、第2条に定める「ヨンチャングルメラリー飲食券」による飲食の提供等（以下「飲食提供等」という）を行う場合の、(株)秋田放送と取扱飲食店との間での契約（以下「本契約」という）について定めるものです。

(用語の定義)

第2条 本規約におけるそれぞれの用語の意味は次の通りとします。

- (1)「取扱飲食店」とは本規約を承諾の上、(株)秋田放送ホームページから申し込みを行い、秋田放送が承認した個人、法人および団体をいいます。
- (2)「ヨンチャングルメラリー飲食券」とは、取扱飲食店において使用できる、(株)秋田放送が発行する紙飲食券をいいます。
- (3)「使用者」とは、(株)秋田放送が規定した「ヨンチャングルメラリー飲食券利用注意事項」を承諾の上、ヨンチャングルメラリー飲食券を取扱飲食店で使用する者をいいます。
- (4)「ヨンチャングルメラリー飲食券取引」とは、使用者が取扱飲食店により飲食店により飲食提供等を受けた場合に、その売上相当額をヨンチャングルメラリー飲食券で取引することを行います。
- (5)「ヨンチャングルメラリー飲食券精算」とは、取扱飲食店と(株)秋田放送が本契約に基づいて、ヨンチャングルメラリー飲食券取引に対する精算を行います。

(取扱飲食店)

第3条 取扱飲食店は、あらかじめ(株)秋田放送へイベントホームページから所定の事項を記入して申込み、(株)秋田放送の承認を得たものをいいます。(株)秋田放送は申込みを承認した場合、取扱飲食店証を付与します。なお、取扱飲食店の追加、脱退についても同様とします。

2. 取扱飲食店は、取扱飲食店証およびポスター等を使用者から見える場所に掲示するものとします。
3. 取扱飲食店は、(株)秋田放送からヨンチャングルメラリー飲食券の取扱いに関する調査協力依頼があった場合、速やかに協力するものとします。
4. 取扱飲食店は、(株)秋田放送がヨンチャングルメラリー飲食券の利用促進のために、取扱飲食店の個別の了承なしに印刷物、電子媒体等を取扱飲食店の名称および所在地等を掲載することを、あらかじめ異議なく認めるものとします。
5. 取扱飲食店は、取扱飲食店証、チラシ等を本規約に定める目的以外の用途に使用しては

ならないものとし、これを第三者に使用させてはならないものとします。

6. 取扱飲食店は、本契約が終了した場合、直ちに取扱飲食店の負担において、取扱飲食店証を取り外し、(株)秋田放送が支給した備品を速やかに返却または処分するものとします。

(届出事項の変更)

第4条 取扱飲食店は、(株)秋田放送に届け出ている店舗名、代表者、電話番号、メールアドレス等、その加盟申込書に記載した事項に変更が生じた場合には、直ちに(株)秋田放送の事務局まで連絡することとします。

2. 前項の届出がないために、(株)秋田放送からの通知又は送付書類等が延着し又は到着しなかった場合には、通常到達すべきときに取扱飲食店に到着したものとみなすものとします。

(地位の譲渡等)

第5条 取扱飲食店は、本契約上の地位を第三者に譲渡できないものとします。

2. 取扱飲食店は、取扱飲食店の(株)秋田放送に対する債権を第三者に譲渡、質入れ等できないものとします。

(業務の委託)

第6条 取扱飲食店は、本契約に基づいて行う業務の全部又は一部を第三者に委託できないものとします。

2. 前項にかかわらず、(株)秋田放送が事前に承諾した場合には、取扱飲食店は第三者に業務委託を行うことができるものとします。

3. 前項により(株)秋田放送が業務委託を承諾した場合においても、取扱飲食店は本規約に定めるすべての義務および責任について免れないものとします。また、業務委託した第三者(以下「業務代行者」という。)が委託業務に関連して(株)秋田放送に損害を与えた場合、取扱飲食店は業務代行者と連帯して(株)秋田放送の損害を賠償するものとします。

4. 取扱飲食店は、業務代行者を変更する場合には、事前に(株)秋田放送の承諾を得るものとします。

(取扱飲食店の義務、差別的取扱いの禁止等)

第7条 取扱飲食店は、本規約および(株)秋田放送が別途提供する「ヨンチャングルメラリー飲食券取扱マニュアル」に基づき飲食提供等を行うものとします。

2. 取扱飲食店は、使用者が提示したヨンチャングルメラリー飲食券に対し、その取扱いを拒絶したり、現金支払者と異なる代金を請求したり、ヨンチャングルメラリー飲食券の取扱いの金額に本規約に定める以外の制限を設ける等、使用者に不利となる差別的取扱いを行わないものとします。

3. 取扱飲食店は、使用者からヨンチャングルメラリー飲食券の取扱い又は飲食提供等に関し、苦情、相談を受けた場合、取扱飲食店と使用者との間において紛議が生じた場合ならびに法令に違反する取引の指摘又は指導を受けた場合には、責任をもって対処し、解決にあたるものとしします。
4. 取扱飲食店は、1件のヨンチャングルメラリー飲食券取引として処理されるものを、金額の分割等により複数のヨンチャングルメラリー飲食券取引にすることを禁じます。
5. 取扱飲食店は、(株)秋田放送の指示を遵守するものとしします。

(取引の取消しおよび返金の禁止)

第8条 取扱飲食店は、ヨンチャングルメラリー飲食券取引の取消しを申し出た使用者に対し、取消しおよび返金対応することはできないこととしします。

(使用対象)

第9条 ヨンチャングルメラリー飲食券は、取扱飲食店が取扱う飲食提供等について使用できるものとしします。

(釣り銭)

第10条 取扱飲食店は、額面に満たない利用のときであっても、釣り銭は支払わないものとしします。

(飲食提供等の取扱い)

第11条 取扱飲食店は、飲食提供等を行う場合、使用者に対し、原則として直ちに飲食提供等を行うものとしします。また、取扱飲食店は、飲食提供等を行う当日に飲食提供等ができない場合には、使用者に書面等をもって飲食提供等を行う時期等を通知するものとしします。

(ヨンチャングルメラリー飲食券の不正使用等)

第12条 取扱飲食店は、提示されたヨンチャングルメラリー飲食券の真贋に疑義があった場合には、使用者に対し飲食提供等を行わないものとし、その事実を直ちに(株)秋田放送に連絡するものとしします。

2. 偽造、変造、模造されたヨンチャングルメラリー飲食券に起因する売上等が発生し、(株)秋田放送が使用状況等の調査の協力を求めた場合には、取扱飲食店はこれに協力するものとしします。また、取扱飲食店は、(株)秋田放送から指示があった場合又は取扱飲食店が必要と判断した場合には、取扱飲食店が所在する所轄警察署等に、当該売上に対する被害届を提出するものとしします。

(売上債権の譲渡)

第13条 本契約に基づき取扱飲食店が(株)秋田放送に対して有する債権について、第三者からの差押、仮差押、滞納処分等があった場合、(株)秋田放送は当該債権を(株)秋田放送所定の手続きに従って処理するものとし、(株)秋田放送は当該手続きによる限り遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。

(換金手数料および精算)

第14条 取扱飲食店のヨンチャングルメラリー飲食券取引精算額の換金手数料は無料とします。

2. (株)秋田放送が取扱飲食店に対し支払うヨンチャングルメラリー飲食券取引精算代金は、令和2年10月19日から令和2年12月25日までの間に(株)秋田放送本社(秋田市中通七丁目1番1-2号)にてヨンチャングルメラリー飲食券を照合した枚数に係る売上金額の総額を取扱飲食店からの請求とみなし、事務局より(株)秋田放送本社にて現金にて支払うことにより行うものとします。

取り扱い時間は平日の10時から16時30分までとします。

令和2年12月25日を過ぎてからのヨンチャングルメラリー飲食券の換金清算はお受けできません。

(加盟取消し)

第15条 取扱飲食店が以下の事項に該当する場合、(株)秋田放送は取扱飲食店に対し催告することなく直ちに本契約の全部又は一部を解除できるものとし、かつ、その場合(株)秋田放送に生じた損害を取扱飲食店が賠償するものとします。

(1) 取扱飲食店又は取扱飲食店の従業員および取扱飲食店の業務を行う者が本規約に違反したとき

(2) 加盟申込書等の書面に虚偽の記載があったとき

(3) 差押、仮差押、仮処分の申し立て又は滞納処分を受けたとき、破産、会社更生、民事再生、特別清算の申し立てを受けたとき又はこれらの申し立てを自らしたとき、合併によらず解散したとき

(4) 取扱飲食店の営業又は業態が公序良俗に違反すると(株)秋田放送が判断したとき

(5) 取扱飲食店が(株)秋田放送の信用を失墜させる行為を行ったと(株)秋田放送が判断したとき

(6) 取扱飲食店として不適当と(株)秋田放送が判断したとき

2. 取扱飲食店は、前項の規定により取扱飲食店登録の取消しを受けた場合には、直ちに取扱飲食店の負担において、取扱飲食店証を取り外し、(株)秋田放送が支給した備品等を速やかに返却するものとします。

(買戻特約等)

第16条 取扱飲食店が本契約に違反してヨンチャングルメラリー飲食券取引を行った疑いがあると認めた場合は、(株)秋田放送は調査が完了するまでヨンチャングルメラリー飲食券取引精算代金の支払いを保留することができるものとし、調査開始より30日を経過してもその疑いが解消しない場合には、ヨンチャングルメラリー飲食券取引精算を取消し又は解除することができるものとします。なお、取扱飲食店は(株)秋田放送の調査に協力するものとします。調査が完了し、(株)秋田放送が当該代金の支払いを相当と認めた場合には、(株)秋田放送は取扱飲食店に当該代金を支払うものとします。なお、この場合には、(株)秋田放送は遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。

(反社会勢力との取引拒絶)

第17条 取扱飲食店は、取扱飲食店および取扱飲食店の親会社および子会社等の関係会社、役員、従業員等の関係者(関係会社の役員、従業員を含む)が、以下の事項のいずれにも該当しないことを表明し保証するものとします。

(1)暴力団(その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体)

(2)暴力団員(暴力団の構成員)

(3)暴力団準構成員(暴力団員以外の暴力団との関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者又は暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持もしくは運営に協力し、もしくは関与する者)

(4)暴力団関係企業(暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員もしくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持もしくは運営に協力しもしくは関与する企業又は業務の遂行等において積極的に暴力団を使用し暴力団の維持もしくは運営に協力している企業)

(5)総会屋等(総会屋、会社ゴロ等企业等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者)

(6)社会運動等標榜ゴロ(社会運動もしくは政治活動を仮装し又は標榜して、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民社会の安全に脅威を与える者)

(7)特殊知能暴力集団等(前各号に掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い又は暴力団との資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人)

2. 取扱飲食店が前項の規定に違反していることが判明した場合又は違反している疑いがあると(株)秋田放送が認めた場合、(株)秋田放送は、直ちに本契約を解除できるものとし、かつ、その場合(株)秋田放送に生じた損害を取扱飲食店が賠償するものとします。

3. 取扱飲食店が第1項の規定に違反していることが判明した場合又はその疑いがあると(株)秋田放送が認めた場合には、(株)秋田放送は前項に基づき契約を解除するか否かにかわらず、ヨンチャングルメラリー飲食券取引精算代金の全部又は一部の支払いを保留、

もしくは拒否することができるものとします。なお、この場合には、(株)秋田放送は遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。

4. (株)秋田放送は取扱飲食店が第1項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、本契約に基づくヨンチャングルメラリー飲食券取引を一時的に停止することを請求することができ、この請求があった場合には、取扱飲食店は、ヨンチャングルメラリー飲食券取引を行うことができないものとします。

(ヨンチャングルメラリー飲食券の使用停止)

第18条 取扱飲食店が第7条(取扱飲食店の義務、差別的取扱いの禁止等)に違反、第15条(加盟取消し)に該当した場合、および第17条(反社会的勢力との取引拒絶)に違反した場合又は該当する疑いがあると(株)秋田放送が認めた場合、(株)秋田放送は契約を解除するか否かにかかわらず、ヨンチャングルメラリー飲食券取引精算代金の全部又は一部の支払いを保留することができるものとします。なお、この場合には、(株)秋田放送は遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。

(取扱飲食店の制限)

第19条 (株)秋田放送が公序良俗に反する飲食店、接待を前提とした飲食店と判断した場合、今イベントへの参加登録を認めないものとします。また、(株)秋田放送による判断で登録を認めない場合もあります。

(有効期間)

第20条 本契約の有効期間は令和2年12月25日までとします。

(規約の変更)

第21条 (株)秋田放送は取扱飲食店の了解を得ることなく、本規約を変更することができるものとします。

(合意管轄裁判所)

第22条 取扱飲食店は、ヨンチャングルメラリー飲食券に関して(株)秋田放送との間に紛争が生じた場合、秋田地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

(準拠法)

第23条 本規約に関しては、全て日本国内法が適用されるものとします。本規約は、令和2年9月1日から適用します。